

平成30年村上市議会第1回定例会会議録（第6号）

○議事日程 第6号

平成30年3月16日（金曜日） 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 請願第1号 生活保護基準引き下げを中止し、低所得者支援の抜本的拡充を求める請願書
- 第 4 議第21号 村上市過疎地域自立促進計画の変更について
議第22号 関川村との定住自立圏形成協定の変更締結について
議第23号 村上市個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定について
議第24号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第25号 村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第26号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第27号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第28号 村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定について
議第29号 村上市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について
議第30号 荒川地区公民館建設（建築本体）工事の工事請負契約の締結について
議第31号 市有財産の譲与について
議第32号 市有財産の譲与について
議第33号 市有財産の譲与について
議第34号 市有財産の譲与について
- 第 5 議第35号 村上市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定について
議第36号 村上市空き家等対策計画策定委員会設置条例制定について
議第37号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
議第38号 村上市手数料条例の一部を改正する条例制定について
議第39号 村上市国民健康保険給付等準備基金条例の一部を改正する条例制定について
議第40号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議第41号 村上市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 議第 4 2 号 村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 4 3 号 村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 4 4 号 村上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 4 5 号 村上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 4 6 号 村上市民の命の大切さと心の絆を深める条例及び村上市民の命の大切さと心の絆を深める自殺予防対策検討委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6
 - 議第 4 7 号 市道路線の認定について
 - 議第 4 8 号 市道路線の変更について
 - 議第 4 9 号 市道路線の廃止について
 - 議第 5 0 号 村上市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第 5 1 号 村上市都市公園条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第 5 2 号 村上市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第 5 3 号 村上市上水道条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第 5 4 号 村上市簡易水道条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7
 - 議第 5 5 号 平成 2 9 年度村上市一般会計補正予算（第 8 号）
 - 議第 5 6 号 平成 2 9 年度村上市土地取得特別会計補正予算（第 2 号）
 - 議第 5 7 号 平成 2 9 年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第 3 号）
 - 議第 5 8 号 平成 2 9 年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第 3 号）
 - 議第 5 9 号 平成 2 9 年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
 - 議第 6 0 号 平成 2 9 年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
 - 議第 6 1 号 平成 2 9 年度村上市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
 - 議第 6 2 号 平成 2 9 年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
 - 議第 6 3 号 平成 2 9 年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
 - 議第 6 4 号 平成 2 9 年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
 - 議第 6 5 号 平成 2 9 年度村上市上水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 8
 - 議第 1 0 号 平成 3 0 年度村上市一般会計予算
 - 議第 1 1 号 平成 3 0 年度村上市土地取得特別会計予算
 - 議第 1 2 号 平成 3 0 年度村上市情報通信事業特別会計予算
 - 議第 1 3 号 平成 3 0 年度村上市蒲萄スキー場特別会計予算
 - 議第 1 4 号 平成 3 0 年度村上市国民健康保険特別会計予算

- 議第15号 平成30年度村上市後期高齢者医療特別会計予算
 議第16号 平成30年度村上市介護保険特別会計予算
 議第17号 平成30年度村上市下水道事業特別会計予算
 議第18号 平成30年度村上市集落排水事業特別会計予算
 議第19号 平成30年度村上市簡易水道事業特別会計予算
 議第20号 平成30年度村上市上水道事業会計予算
- 第9 議第66号 村上市市民栄誉賞表彰条例制定について
 第10 議第67号 平成29年度村上市一般会計補正予算(第9号)
 第11 議員発議第1号 村上市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
 第12 閉会中の継続調査について
 第13 議員派遣の件
-

○本日の会議に付した事件
 議事日程に同じ

○出席議員(24名)

1番	小杉武仁君	2番	河村幸雄君
3番	本間善和君	4番	鈴木好彦君
5番	稲葉久美子君	6番	渡辺昌君
7番	尾形修平君	8番	板垣千代子君
9番	鈴木いせ子君	10番	本間清人君
11番	川村敏晴君	12番	小杉和也君
14番	竹内喜代嗣君	15番	平山耕君
16番	川崎健二君	17番	木村貞雄君
18番	小田信人君	19番	長谷川孝君
20番	小林重平君	21番	佐藤重陽君
22番	大滝国吉君	24番	山田勉君
25番	板垣一徳君	26番	三田敏秋君

○欠席議員(1名)

23番 大滝久志君

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市 長	高 橋 邦 芳 君
副 市 長	忠 藤 友 聰 君
教 育 長	遠 藤 友 春 君
総 務 課 長	佐 藤 憲 昭 君
財 政 課 長	田 邊 和 覚 君
政 策 推 進 課 長	山 田 和 浩 君
自 治 振 興 課 長	川 崎 光 一 君
税 務 課 長	建 部 昌 文 君
市 民 課 長	尾 方 貞 一 君
環 境 課 長	中 山 明 子 君
保 健 医 療 課 長	信 田 和 正 君
介 護 高 齡 課 長	小 田 田 正 良 君
福 祉 課 長	加 藤 良 成 君
農 林 水 産 課 長	山 田 義 則 君
商 工 観 光 課 長	竹 内 和 広 君
建 設 課 長	中 村 則 彦 君
都 市 計 画 課 長	東 海 林 則 雄 君
下 水 道 課 長	早 川 川 明 男 君
水 道 局 長	川 村 甚 一 子 君
会 計 管 理 者	中 村 寛 一 子 君
農 業 委 員 会 長	小 川 寛 一 君
事 務 局 長	
選 管 ・ 監 査 長	佐 藤 直 人 君
事 務 局 長	
消 防 長	長 研 一 夫 君
学 校 教 育 課 長	木 村 正 敏 君
生 涯 学 習 課 長	板 垣 敏 剛 君
荒 川 支 所 長	小 川 芳 剛 君
神 林 支 所 長	鈴 木 芳 晴 君
朝 日 支 所 長	岩 沢 深 雪 君
山 北 支 所 長	斎 藤 一 浩 君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	小	林	政	一
事 務 局 次 長	大	西	惠	子
係 長	鈴	木		涉

午前10時00分 開 議

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は24名です。欠席の届け出のある者1名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、12番、小杉和也君、14番、竹内喜代嗣君を指名いたします。ご了承願います。

日程第2 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

議会改革調査研究特別委員会委員の指名についてをご報告申し上げます。去る1月11日付提出、同日付許可しておりました姫路敏前議員の同委員会委員の辞職に伴い、新政村上より1月19日付で新しく長谷川孝議員を推薦する旨の届け出があり、本市議会委員会条例第8条第1項のただし書きの規定に基づき、同日議長において指名をしておりますので、本市議会委員会条例第8条第3項の規定に基づきご報告を申し上げます。

これで諸般の報告を終わります。

日程第3 請願第1号 生活保護基準引き下げを中止し、低所得者支援の抜本的拡充を求める請願書

○議長（三田敏秋君） 日程第3、請願第1号を議題といたします。

本件は、市民厚生常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、委員長から審査報告書が議長宛てに提出されています。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 尾形修平君登壇〕

○市民厚生常任委員長（尾形修平君） 皆さん、おはようございます。それでは、ただいま上程されました請願第1号 生活保護基準引き下げを中止し、低所得者支援の抜本的拡充を求める請願書は、去る3月5日の市民厚生常任委員会において審査を行いました。

初めに、紹介議員からの補足説明を許しましたが、補足説明なく、請願者から請願の趣旨について意見陳述を受けた後、審査を行いました。

委員より、村上市の高齢化率は40%に迫る勢いであり、高齢者の貧困問題は大きな問題である。国の施策としてもこのようなことが行われていけば、早晩に経済が成り立たなくなると考える。福祉や介護などの産業を膨らませ、地域で循環するようなシステムを構築していただきたいとの賛成意見がありました。

委員より、国の予算は歳入があって歳出が決まるものである。この国全体を考えると、人口減少という大きな問題を抱えており、政府としては保育所関係や学費に関しても極めて投資を行っていると思う。今後どんどん下げていくというわけではなく、生活保護基準以下の800万人よりも高い水準を下げて、国民一人一人が我慢をしていただくほうがよいと思う。趣旨は理解できるが、反対であるとの意見がありました。

委員より、政府もこのたびの生活保護基準の引き下げを行うが、いろいろな面で手助けも行っている。生活保護世帯の子どもが大学等に進学する場合は、十分とは言えないが配慮している。社会保障費が国でも40%近く占めているし、村上市でも同様である。我慢するところは我慢し、協力するところは協力すべきであると考えことから、この請願には反対であるとの意見がありました。

以上で審査を終結し、討論を求めましたが討論もなく、起立により採決を行った結果、請願第1号は起立少数にて不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

10番、本間清人君。

○10番（本間清人君） ご苦労さまです。まずもって、紹介議員である私が当日の審査にちょっと所用ございまして出席できなかったこと、おわび申し上げます。ですので、ちょっと内容聞いていないものですから、1点だけ確認しておきたいのですが、2年前、私が市民厚生常任委員会の委員長を務めているときに、生活保護費の冬期負担分に関しまして、全会一致で、また満場で議場でも本会議採択されたわけですが、そのときは冬期の、いわゆる灯油代だとか、そういう加算分に関しましてのことですので、今回の案件とは若干違うニュアンスだとは思いますが、ただこの最低基準のレベルが引き下げられることに関しましては、いろいろ多分ご意見もあったと思うのです。働いていても、働いた人よりも逆に多くなるのではないかとか、いろいろそういう意見もあるのは承知の上なのですけれども、ただ本当にこの生活保護費がないと、どうしても生活できない人というのはたくさんいるわけです。120万人と言われているその方々の、その生活保護費の最低基準下がることに関して、本当にその基準でいいのかどうかというような、そういった理論は何かございましたでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市民厚生常任委員会委員長。

○市民厚生常任委員長（尾形修平君） そのような議論はありませんでした。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） あと消費税が、今10月から2%上がるわけですが、10%になるわけですね。そうなった場合に、社会保障を中心とした保障制度の消費税上げなのだと、ずっと前から政府は言っていたわけです。そうすると、その消費税が上がった分を計算した上で、また生活保護費の負担分を再計算するという方法でも私はいいのではないかなと思うのですが、そういった生活保護費負担分の、例えば社会保障分を、まだ消費税のそういった分で確定しない中で、もう既にこういった論議がされるということについても何かございましたでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市民厚生常任委員会委員長。

○市民厚生常任委員長（尾形修平君） 委員会審査の中では、そのような議論はなされませんでした。

○10番（本間清人君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告のありました原案に賛成の討論を許します。

14番、竹内喜代嗣君。

〔14番 竹内喜代嗣君登壇〕

○14番（竹内喜代嗣君） それでは、賛成の討論を行わせていただきます。

今回の引き下げの考え方は、所得階層を10に分けた一番下位の10%の階層の消費水準に合わせて、生活保護基準を切り下げるというものです。日本では、生活保護の捕捉率、生活保護を利用する資格のある人のうち、実際に利用している人が占める割合が2割以下とも言われています。下位10%の層には、生活保護以下の生活をしている人たちがもともと多数含まれており、生活保護を利用していない低所得者層と生活保護基準を比べれば、当然生活保護基準が高いという結果になることは当然です。生活保護基準以下の生活を強いられている人たちが放置されていることこそ問題ではないでしょうか。特に今格差が拡大する現在の社会状況では、低所得世帯に合わせていけば際限なく基準が切り下げられ、生活保護費の削減が進んでいくと危惧されます。

このことをもって賛成討論といたします。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから請願第1号をボタン式投票により採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択です。

よって、原案について採択をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 25番、板垣一徳議員。

○25番（板垣一徳君） 議長が言ったように、もう一回賛否のよく説明してください。

○議長（三田敏秋君） もう一度、ではいたします。

本件に対する委員長報告は不採択であります。

それで、原案について採決いたします。いわゆる委員長報告に対する不採択ということは、不採択の人は反対、今の請願について認める人は賛成と、それでいいわけですね。請願に対してですから。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご理解できませんか。

〔「できます」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） では、よろしいですか、これで。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） それでは、投票を締め切ります。

賛成少数です。

よって、請願第1号は採択しないことに決定をいたしました。

日程第4 議第21号 村上市過疎地域自立促進計画の変更について

議第22号 関川村との定住自立圏形成協定の変更締結について

議第23号 村上市個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定について

議第24号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第25号 村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第26号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第27号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第28号 村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定について

議第29号 村上市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について

議第30号 荒川地区公民館建設（建築本体）工事の工事請負契約の締結について

議第31号 市有財産の譲与について

議第32号 市有財産の譲与について

議第33号 市有財産の譲与について

議第34号 市有財産の譲与について

○議長(三田敏秋君) 日程第4、議第21号から議第34号までの14議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも総務文教常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されています。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

総務文教常任委員会委員長。

〔総務文教常任委員長 鈴木いせ子君登壇〕

○総務文教常任委員長(鈴木いせ子君) おはようございます。ただいま上程されております議第21号から議第34号までの14議案について、その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

去る3月1日午前10時から第1委員会室において、委員9名、副市長、担当課長及び担当職員、議会事務局長出席のもと、委員会を開会しました。

初めに、議第21号 村上市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、村上市の財政規模で過疎債限度の目安はあるのかとの質疑に、決まった限度額はなく、全国的な要望内容に応じ、総体的に大きな事業により差はあるが、毎年同じような額を限度にしており、これからも推移していくものと思われるとの答弁。また、押さえる目安はどのくらいかとの質疑に、20億円程度で推移するかと思うとの答弁。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第21号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第22号 関川村との定住自立圏形成協定の変更締結についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第22号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第23号 村上市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、個人情報に対する職員研修はあるだろうし、職員としてのマニュアルはあるのかとの質疑に、職員の注意すべき事項、市民対応の仕方等のマニュアルは今のところありません。県内でも作成している自治体もあるので、参考にしてつくるべきかと考えているとの答弁。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第23号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第24号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立多数で議第24号は原案のとおり可決すべきものと

決定しました。

次に、議第25号 村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、子育て支援に力を入れていくという割には、学童保育、児童館の指導員と、今回の精神保健福祉士及び言語聴覚士との報酬に大きな差があるようだがとの質疑に、児童福祉法が大幅に変わり、ソーシャルワーカー業務が求められている中で、市には相談者がいないという状況。そんなような中で、福祉分野で使ってほしいと多額の寄附をいただき、業務相談の拡充を図ることとしたしました。月額報酬は、県内自治体の状況を勘案し、決定しましたとの答弁。また、児童館を指定管理しているが、職員の待遇は市と違いが出てくるのかとの質疑に、市でこれだけの人件費を払いなさいとは言えない。指定管理の人件費と市の給与が同じであることは保障できないとの答弁。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立多数で議第25号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第26号 村上市常勤の特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、市の特別職員報酬は、県内20市での位置はとの質疑に、市長は18位、副市長、教育長は17位、議長は18位、議員は17位との答弁。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立多数で議第26号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第27号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第27号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第28号 村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第28号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第29号 村上市消防手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第29号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第31号から議第34号までの市有財産の譲与についての4議案を一括して議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、討論もなく、順次起立採決の結果、起立全員で議第31号から議第34号までは原案のと

おり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、2日目、3月2日の午前10時から第1委員会室において、委員9名、副市長、教育長、担当課長及び担当職員、議会議務局長出席のもと、委員会を開会いたしました。

議第30号 荒川地区公民館建設（建築本体）工事の工事請負契約の締結についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、施設のイメージは、大きさも含めてマナポーテのようなものかとの質疑に、基本構想が鉄骨で、マナポーテと同じようになる。ただし、つくりが2階建てだということと、既存の多目的ホールを準用、見た目の形状は違うものとなり、今の荒川公民館が若干縮小されたような形になるとの答弁。

また、大切なのは工程管理だと思うので、行政側から適正に助言してもらいたいとの質疑に、工程会議は3週間に1度程度ある予定なので、その都度お話をしていきたいとの答弁。

また、駐車場についてはどうなるのかとの質疑に、利用する方には不便かけるが、大型の工事車両の出入り口等については、請負業者と話し合いを詰めていくとの答弁。

また、既存の公民館解体はすぐ行われるのかとの質疑に、新しい施設が竣工次第、入札等の手続を経て解体工事に入りたいとの答弁。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第30号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

14番、竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） 委員長にお伺いします。

議第25号の特別職というのは、これは新しく心理カウンセラーでしょうか、そういった方を採用する施策とか、それから児童館などの職員給与というふうに触れられていたかと思うのですが、もう一度ご説明、ちょっとお願いいたします。

○議長（三田敏秋君） 総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員長（鈴木いせ子君） 私が今言ったことをもう一度言えばいいでしょうか、もう一回言えばいいということですか、はい。

議第25号 村上市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。委員より、子育て支援に力を入れていくというわりには、学童保育、児童館の指導員と、今回の精神保健福祉士及び言語聴覚士との報酬に大きな差があるようだがとの質疑に、児童福祉法が大幅に変わり、ソーシャルワーカー業務が求められている中で、市には相談者がいないという状況、そんな中で福祉分野で使ってほしいと多額の寄附をいただき、相談業務の拡大を図ることとした。月額報酬は、県内自治体の状況を勘案し決定しましたとの答弁。また、児童館を指

定管理にしているが、職員の待遇は市と違いが出てくるのかとの質疑に、市でこれだけの人件費を払いなさいとは言えない。指定管理の人件費と市の給与が同じであるとは保障できないとの答弁ですが。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） そうすると、児童館の職員というのは、給与の場合はどうなのかということでお伺いしたいのですけれども。

○議長（三田敏秋君） 総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員長（鈴木いせ子君） 金額のことでしょうか。

○14番（竹内喜代嗣君） 金額というか、今回で改定がどうなるのか、考え方みたいな。

○議長（三田敏秋君） 総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員長（鈴木いせ子君） そこまでは話し合いはしませんでした。

○14番（竹内喜代嗣君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） 19番、長谷川孝君。

○19番（長谷川 孝君） 今の議第25号なのですけれども、先ほどのソーシャルワーカーとかは金額的に非常に月額報酬で多くなるのだけれども、児童館との差があり過ぎるのではないかという質疑に対して、答弁が児童館のことを何も言っていないということの答弁になっているのではないかと思うので、その辺というのは話し合いは、理事者側からどのような回答を得たのか、ちょっと私も理解しがたいのですけれども、その辺についてはどういうふうな話が出たのか、もう少し具体的に、内容についてのほかに、どういうような話があったのか教えてください。

○議長（三田敏秋君） 総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員長（鈴木いせ子君） 児童福祉法が大幅に変わり、ソーシャルワーカー業務が市には相談者がいないという状況で……済みません、多額の寄附をいただいたまで言いましたし、また非常勤特別職の報酬については、平成30年4月から……そういうことではないのだよね。そういうのは話し合いで出ていませんでした。

○議長（三田敏秋君） 答弁の中でしょう。

○総務文教常任委員長（鈴木いせ子君） 答弁の中にはありませんでした。

○19番（長谷川 孝君） ソーシャルワーカーとかは非常に金額的にふえるのだけれども、金額的に月額報酬が多くなるのだけれども、児童館とかに関しては私も一般質問しているものだから、その条件と差が出ているのではないかという質疑はなかったのですかということ、それに対してのあれということ……

○議長（三田敏秋君） 総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員長（鈴木いせ子君） そのような意見は出ませんでした。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第21号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第22号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第23号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第24号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第25号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第26号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第27号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第27号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第28号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第29号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第30号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第31号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第31号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第32号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第32号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第33号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第33号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第34号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第34号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議第35号 村上市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定について

議第36号 村上市空き家等対策計画策定委員会設置条例制定について

議第37号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

議第38号 村上市手数料条例の一部を改正する条例制定について

議第39号 村上市国民健康保険給付等準備基金条例の一部を改正する条例制定について

議第40号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議第41号 村上市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定に

ついて

議第42号 村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

議第43号 村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

議第44号 村上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議第45号 村上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議第46号 村上市民の命の大切さと心の絆を深める条例及び村上市民の命の大切さと心の絆を深める自殺予防対策検討委員会条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第5、議第35号から議第46号までの12議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも市民厚生常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されています。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 尾形修平君登壇〕

○市民厚生常任委員長（尾形修平君） ただいま上程されております議第35号から議第46号の12議案について、その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

去る3月5日、6日の両日、午前10時から市役所第1委員会室において、5日は委員8名、6日は委員9名、ほか副市長、担当課長及び担当職員並びに議会事務局長出席のもと、委員会を開会いたしました。

初めに、議第35号 村上市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定についてを議題とし、介護高齢課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、市に移るとのことだが、事務作業はどのようになるのかとの質疑に、ケアマネジャーの事業所の関係であるが、今まで全て県のほうで行っていたものを、申請と更新を市のほうで申請等を受け付けて許可もするということであるとの答弁。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、議第35号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第36号 村上市空き家等対策計画策定委員会設置条例制定についてを議題とし、市民課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

さしたる質疑なく、討論を求めましたが討論なく、起立採決の結果、議第36号は起立全員にて原

案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第37号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、税務課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、改定後の保険税額はとの質疑に、平成29年11月現在の調定見込み額を被保険者数で割ったもので、平均で1人当たりマイナス3,488円、1世帯当たりマイナス5,981円であるとの答弁。

委員より、保険税額は新潟県とほかの県では計算ベースが変わるのかとの質疑に、被保険者数だとか、被保険者の年齢構成、医療費等で変わってくるので、そのため各県や市町村によって異なってくるとの答弁。

その他さしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、討論を求めましたが討論なく、起立採決の結果、議第37号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第38号 村上市手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、介護高齢課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、討論を求めましたが討論もなく、起立採決の結果、議第38号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第39号 村上市国民健康保険給付等準備基金条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、保健医療課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、討論を求めましたが討論もなく、起立採決の結果、議第39号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第40号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、福祉課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、討論を求めましたが討論もなく、起立採決の結果、議第40号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第41号 村上市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、保健医療課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、討論を求めましたが討論もなく、起立採決の結果、議第41号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第42号 村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、保健医療課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、討論を求めましたが討論もなく、起立採決の結果、議第42号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第43号 村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、介護高齢課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

さしたる質疑なく、討論を求めたところ、反対1件の討論があり、起立採決の結果、議第43号は起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第44号 村上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、介護高齢課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

さしたる質疑なく、討論を求めましたが討論もなく、起立採決の結果、議第44号は起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第45号 村上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、介護高齢課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、討論を求めましたが討論もなく、起立採決の結果、議第45号は起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第46号 村上市民の命の大切さと心の絆を深める条例及び村上市民の命の大切さと心の絆を深める自殺予防対策検討委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、保健医療課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、ここ数年の自殺者数の推移はとの質疑に、20名ほどで推移しているが、年度によって多い年と少ない年があるとの答弁。

委員より、多重債務とかが原因で自殺に及んでいる件数に関しては把握しているのかとの質疑に、単独の要因というより複数の要因が絡み合っていると認識しているとの答弁。

委員より、税金の滞納者はいたのかとの質疑に、そこまでは把握していないとの答弁。

委員より、60歳以上の方のほうが多いのかとの質疑に、地域特性として65歳以上の方の割合が高いとの答弁。

以上で質疑を終結し、討論を求めましたが討論なく、起立採決の結果、議第46号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第35号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第35号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第36号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第36号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第37号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第37号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第38号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第38号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第39号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第39号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第40号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第40号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第41号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第41号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第42号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第42号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第43号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第43号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第44号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第44号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第45号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第45号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第46号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第46号は委員長報告のとおり可決されました。

-
- 日程第6 議第47号 市道路線の認定について
議第48号 市道路線の変更について
議第49号 市道路線の廃止について
議第50号 村上市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について
議第51号 村上市都市公園条例の一部を改正する条例制定について
議第52号 村上市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について
議第53号 村上市上水道条例の一部を改正する条例制定について
議第54号 村上市簡易水道条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第6、議第47号から議第54号までの8議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも経済建設常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されています。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

経済建設常任委員会委員長。

〔経済建設常任委員長 川崎健二君登壇〕

○経済建設常任委員長（川崎健二君） おはようございます。ただいま上程されております議第47号から議第54号までの8議案について、その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

去る3月7日及び8日の両日、午前10時から市役所第1委員会室において、委員全員、副市長、担当課長及び担当職員並びに議会事務局長出席のもと、経済建設常任委員会を開会いたしました。

初めに、議第47号 市道路線の認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第47号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第48号 市道路線の変更についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、田島1号線の最少幅員が0.6メートルだがとの質疑に、田島1号線の沿線にお茶畑の中を通っている形状もあるものだから非常に狭いところもあるとの答弁でした。

委員より、機関車庫裏線の幅員を拡幅する考えはとの質疑に、周辺道路の整備とあわせて、幅員については現道並みで舗装する予定との答弁でした。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第48号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第49号 市道路線の廃止についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、廃止路線の田島4号線の幅員と変更路線の田島1号線の終点との接点部分の幅員はとの質疑に、田島4号線の幅員は最少幅員1.8メートルで、接点部分は1.8メートルほどあるとの答弁でした。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第49号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第50号 村上市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第50号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第51号 村上市都市公園条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、改正により新たに売店等建設可能となる都市公園はとの質疑に、該当しそうな公園はないとの答弁でした。

その他質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第51号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第52号 村上市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、例えば村上大祭で露店が道路占用するが、この条例の適用となるかとの質疑に、この条例では道路占用料を減免とし、露店市場管理条例で徴収しているとの答弁でした。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立多数で議第52号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第53号 村上市上水道条例の一部を改正する条例制定について及び議第54号 村上市簡易水道条例の一部を改正する条例制定についてを一括議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、いずれも討論もなく、起立採決の結果、議第53号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。また、議第54号についても起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第47号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第47号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第48号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第48号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第49号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第49号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第50号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第50号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第51号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第51号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第52号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第52号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第53号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第53号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第54号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第54号は委員長報告のとおり可決されました。

11時15分まで休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時14分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

-
- 日程第7 議第55号 平成29年度村上市一般会計補正予算（第8号）
議第56号 平成29年度村上市土地取得特別会計補正予算（第2号）
議第57号 平成29年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第3号）
議第58号 平成29年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第3号）
議第59号 平成29年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議第60号 平成29年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議第61号 平成29年度村上市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議第62号 平成29年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）
議第63号 平成29年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
議第64号 平成29年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
議第65号 平成29年度村上市上水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（三田敏秋君） 日程第7、議第55号から議第65号までの11議案を一括して議題といたします。

本案は、一般会計予算・決算審査特別委員会並びに関係所管常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、各委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

最初に、一般会計予算・決算審査特別委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

一般会計予算・決算審査特別委員会委員長。

〔一般会計予算・決算審査特別委員長 大滝国吉君登壇〕

○一般会計予算・決算審査特別委員長（大滝国吉君） 皆さん、ご苦労さまです。それでは、ただいま上程されています議第55号 平成29年度一般会計補正予算（第8号）についての審査の概要と経過について報告を申し上げます。

議第55号については、今定例会において一般会計予算・決算審査特別委員会で審査することとしたわけですが、その審査については、当特別委員会に総務文教、市民厚生、経済建設の分科会を設置し、審査いただいたところであります。特別委員会の最終日には全体会を開催し、分科会長から審査の概要について報告をいただき、採決をしたところでありますが、私からその審査の概要と経過について、その主なものを報告させていただきます。

総務文教分科会長からは、歳入で第14款国庫支出金について、委員から教育費国庫補助金はスクールバス分かとの質疑に、朝日地区スクールバスの事業費626万円のうち308万円の補助であるとの答弁。

歳出ではさしたる質疑なく、第3条第3表繰越明許費の消防費について、委員より、消防小屋設置予定の敷地が県所有地に割り込んでいるとのことだが、平成30年度事業に進めるに当たり今後の見通しはとの質疑に、県との交渉も順調に進んでおり、平成30年度で完了する予定との答弁。

以上で質疑を終結し、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、起立全員で議第55号のうち総務文教分科会については、原案のとおり可決すべきものとの態度を決定したとの報告でした。

次に、市民厚生分科会長からは、歳入ではさしたる質疑なく、歳出では第3款民生費について、委員より、DVに関してどのような方法で受け付けしているのかとの質疑に、家庭児童相談室の家庭相談員が対応しており、平成28年度は13件、平成29年の12月までは8件の相談が寄せられたとの答弁。

委員より、児童虐待についてはどうなのかとの質疑に、この件も家庭児童相談室の相談員が対応しており、平成28年度は87件、平成29年度の12月末までで94件の相談が寄せられたとの答弁。

委員より、5年くらい前はもっと少なかったのではないかとの質疑に、年々増しているが、二、三年前に統計のとり方が変わったことも影響しているとの答弁。

以上で質疑を終結し、賛否態度の発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを

行った結果、議第55号のうち市民厚生分科会所管分については、起立全員で原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

最後に、経済建設分科会長からは、歳入で第15款県支出金で、委員より、国の補正に伴う機械施設支援の新規事業である担い手確保経営強化支援事業補助金3,900万円について、田植え機の配置先はとの質疑に、山北地内に2法人、館腰地内に1法人、山辺里地区に1法人、荒川地区に2法人との答弁。

歳出では、第8款土木費について、委員より、村上総合病院移転新築周辺道路整備事業費で土地購入費を増額し、補償費を減額しているが、最終的に対象人数と購入面積はとの質疑に、用地は当初と同じで40名、補償のみは3名、面積は1万7,907平方メートル、ただし相続等の関係で手続が進まない分は新年度に対応したとの答弁。

以上で質疑を終結し、賛否態度の発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第55号のうち経済建設所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

全体会では質疑なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第55号は起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、総務文教常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

総務文教常任委員会委員長。

〔総務文教常任委員長 鈴木いせ子君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木いせ子君） ただいま上程されております議第56号 平成29年度村上市土地取得特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第56号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第57号 平成29年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第57号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、市民厚生常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 尾形修平君登壇〕

○市民厚生常任委員長（尾形修平君） ただいま上程されております議第59号から議第61号の3議案について、先ほど報告しました議案に引き続き審査を行いました。その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

議第59号 平成29年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、保健医療課長から議案の説明を受けた後に質疑に入りましたが、質疑なく、討論を求めましたが討論もなく、起立採決の結果、議第59号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第60号 平成29年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、保健医療課長から議案の説明を受けた後質疑に入りましたが、質疑なく、討論を求めましたが討論もなく、起立採決の結果、議第60号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第61号 平成29年度村上市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とし、介護高齢課長から議案の説明を受けた後に質疑に入りましたが、質疑なく、討論を求めましたが討論もなく、起立採決の結果、議第61号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

最後に、経済建設常任委員会委員長から審査の概要についてご報告をお願いします。

経済建設常任委員会委員長。

〔経済建設常任委員長 川崎健二君登壇〕

○経済建設常任委員長（川崎健二君） ただいま上程されております議第58号及び議第62号から議第65号までの5議案について、先ほど報告いたしました議案に引き続き審査をいたしました。その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

初めに、議第58号 平成29年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第3号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第58号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第62号 平成29年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第62号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第63号 平成29年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第63号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第64号 平成29年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第64号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第65号 平成29年度村上市上水道事業会計補正予算（第3号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第65号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第55号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第55号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第56号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第56号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第57号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第57号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第58号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第58号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第59号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第59号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第60号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第60号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第61号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第61号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第62号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第62号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第63号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第63号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第64号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第64号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第65号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第65号は委員長報告のとおり可決されました。

-
- 日程第 8 議第 1 0 号 平成 3 0 年度村上市一般会計予算
議第 1 1 号 平成 3 0 年度村上市土地取得特別会計予算
議第 1 2 号 平成 3 0 年度村上市情報通信事業特別会計予算
議第 1 3 号 平成 3 0 年度村上市蒲萄スキー場特別会計予算
議第 1 4 号 平成 3 0 年度村上市国民健康保険特別会計予算
議第 1 5 号 平成 3 0 年度村上市後期高齢者医療特別会計予算
議第 1 6 号 平成 3 0 年度村上市介護保険特別会計予算
議第 1 7 号 平成 3 0 年度村上市下水道事業特別会計予算
議第 1 8 号 平成 3 0 年度村上市集落排水事業特別会計予算
議第 1 9 号 平成 3 0 年度村上市簡易水道事業特別会計予算
議第 2 0 号 平成 3 0 年度村上市上水道事業会計予算

○議長（三田敏秋君） 日程第 8、議第10号から議第20号までの11議案を一括して議題といたします。

本案は、一般会計予算・決算審査特別委員会並びに関係所管常任委員会に付託して休会中ご審査

願ったものですが、各委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

最初に、一般会計予算・決算審査特別委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

一般会計予算・決算審査特別委員会委員長。

〔一般会計予算・決算審査特別委員長 大滝国吉君登壇〕

○一般会計予算・決算審査特別委員長（大滝国吉君） ただいま上程されております議第10号 平成30年度村上市一般会計予算について、その審査の概要と経過について報告を申し上げます。

議第10号については、先ほど報告いたしました議第55号の審査に引き続き、当特別委員会に設置された総務文教、市民厚生、経済建設の分科会において審査いただいたところであります。特別委員会の最終日には全体会を開催し、分科会長から審査の概要について報告をいただき、採決をしたところでありますが、私からその審査概要と経過について、その主なものを報告させていただきます。

総務文教分科会からは、歳入では第15款県支出金について、委員より、電源立地交付金は保育園の人件費等に充てられていたが、ダム流域の事業に予算化できないかとの質疑に、人件費がベストと判断。地域住民への還元事業として、二子島森林公園関係の公園、研修等のトイレ増設工事として、商工観光課予算1,080万円の一部、また縄文の里朝日、カヤぶき屋根修繕も合わせ、合計で今年度の工事1,564万円の一部で検討してきたとの答弁。

第17款寄附金について、委員より、ふるさと納税寄附金でスケートパーク事業に対して企業から来る寄附金はどのように運用するのかとの質疑に、個人からと企業からがあり、企業側は生涯学習課で対応する。3月末まで納付のあったものについては、今年度の工事に充当することになるとの答弁。

また委員より、企業版ふるさと納税についての目標額はとの質疑に、国の地域再生計画に認定され、3カ年事業で200万円、200万円、最終年度は300万円で計画書を提出。当面は建設事業に充てられるが、最終年度は運営費に充てる計画との答弁。

次に、歳出では、第2款総務費について、委員より、集落支援員導入については、具体的に何をねらいに成果を上げていくのかとの質疑に、モデル導入で荒川と神林2名、集落の現状や課題を調べ、集落に応じた活性化対策、課題解決を調べ、進めたいとの答弁。

第9款消防費について、委員より、消防庁舎管理経費において、600平方メートルの土地は全部駐車場の購入費かとの質疑に、駐車場と職員及び来客用出入り口の設置のためのものであるとの答弁。

第10款教育費について、スケートパーク本体工事の建物とコースは同じ施工業者かとの質疑に、アリーナは元請業者、施工管理は設計を担当した業者、その中には監修としてアメリカのカリフォルニアスケートパークに指導をいただくものとの答弁。

以上で質疑を終結し、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまと

めを行った結果、起立多数で議第10号のうち総務文教分科会については原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

次に、市民厚生分科会からは、歳入についてはさしたる質疑がなく、歳出では第14款衛生費について、委員より、荒沢の最終処分場では今後どの程度受け入れ可能なのかとの質疑に、あと17年くらい、平成46年度末でいっぱいになる計算となっているとの答弁。

委員より、医学生就学資金の貸与に関し、現在どのような状況かとの質疑に、募集期間の2月末までで募集者はいなかったため2週間ほど期間を延長したところ、先般申し込みたいとの問い合わせがあったとの答弁。

以上で質疑を終結し、賛否についての発言を求めたところ、反対1件、賛成1件の発言があり、起立により賛否態度の取りまとめを行った結果、議第10号のうち市民厚生分科会については起立多数で原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

最後に、経済建設分科会長からは、歳入では第15款県支出金で、委員より、多面的機能支払交付金について、地域でも農道や道路の修理等で非常に助かっているが、5年間ごとの計画作成があり、事務仕事ができる人材がいなくなってきたという声を聞くがとの質疑に、高齢化して困っていると聞いている。集落は農業の基盤の保全が第一条件で、十分に意見を聞いて対応したいとの答弁。

歳出では、第6款農林水産業費で、委員より、漁港漂着物処理業務運搬委託料について、その冬の漂着物は3月から4月にかけて処理しないと、船が荷揚げ場から出されない、効果的なこういう時期に対応してほしいとの質疑に、操業と合わせて連携をとりながら対応していきたいとの答弁。

第7款商工費について、委員より、新潟空港2次交通確保事業補助金の内容はとの質疑に、新潟空港の格安航空会社ピーチの就航に伴い、瀬波温泉旅館協同組合が新潟空港に走らせるバスの補助で、4月1日から運行に間に合うよう県補助金も準備中だが、4月、5月は金、土、日のみで運行で、6月からは毎日運行、新潟空港から瀬波温泉までの料金は2,000円。なお、近隣への旅行者分散の可能性から、赤字が大きくなるため、瀬波から空港までの運航はしない予定との答弁。

以上で質疑を終結し、賛否態度の発言を求めたところ発言なく、起立により賛否態度の取りまとめを行った結果、議第10号のうち経済建設分科会所管分については起立全員で原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

全体会では質疑なく、反対討論が1件あり、起立採決の結果、議第10号は起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、総務文教常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

総務文教常任委員会委員長。

〔総務文教常任委員長 鈴木いせ子君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木いせ子君） ただいま上程されております議第11号 平成30年度村上市土地取得特別会計予算についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第11号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第12号 平成30年度村上市情報通信事業特別会計予算についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、使用料減少は加入世帯の減や近年の空き家によるものが大きいのかとの質疑に、人口減少に伴う世帯数の減、それが空き家になって取り外しが生じているとの答弁。また、滞納繰越分は同じ程度となっているがとの質疑に、滞納繰越分については引き落としの形態が変わり、直接口座振替で市に納付する方法になった。その手続をしていない人が直接納付になり、一時的に滞納がふえた年度があった。減らす努力はしている状況で、予算は昨年と同額程度を計上したとの答弁。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第12号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、市民厚生常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 尾形修平君登壇〕

○市民厚生常任委員長（尾形修平君） ただいま上程されております議第14号から議第16号の3議案について、先ほど報告しました議案に引き続き審査を行いました。その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

議第14号 平成30年度村上市国民健康保険特別会計予算を議題とし、保健医療課長から議案の説明を受けた後に、質疑に入りました。

委員より、制度改正に関しては理解したが、滞納の徴収員に関しては、今までと同じであるのかとの質疑に、滞納の徴収は今までどおりであるとの答弁。

委員より、納付金を県に納めるとなると事務事業がふえる気がするが、そのようなことはないのかとの質疑に、今は制度改革に伴う移行期間であるため事務は煩雑であるが、平成30年以降は事務の簡略化と統一化に向けて作業を進めるとの答弁。

その他質疑なく、討論を求めましたが討論もなく、起立採決の結果、議第14号は起立多数にて原

案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第15号 平成30年度村上市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、保健医療課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、討論を求めたところ、反対1件の討論があり、起立採決の結果、議第15号は起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第16号 平成30年度村上市介護保険特別会計予算を議題とし、介護高齢課長から議案の説明を受けた後に質疑に入りました。

委員より、今回の値上がりで何年くらいもつのかとの質疑に、3年ごとに改定を行っているが、認定者の数も変わるし、65歳以上の方が減ってくれば分母が少なくなるので保険料が上がっていくと思うとの答弁。

委員より、なるべく在宅介護となればサービスも多様化してくるし、高齢者の人口がいつぐらいにピークを迎えるのかとの質疑に、村上市の場合は他市より高齢化が進んでおり、来年くらいにピークを迎えるので、その後下がるものと推計しているとの答弁。

その他さしたる質疑なく、討論を求めましたが討論なく、起立採決の結果、議第16号は起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

最後に、経済建設常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

経済建設常任委員会委員長。

〔経済建設常任委員長 川崎健二君登壇〕

○経済建設常任委員長（川崎健二君） ただいま上程されております議第13号及び議第17号から議第20号までの5議案について、先ほど報告いたしました議案に引き続き審査をいたしました。その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

初めに、議第13号 平成30年度村上市蒲萄スキー場特別会計予算を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、ゲレンデ草刈り業務委託料が前年度の倍になっているがとの質疑に、これまでは地元の朝日地区の猟友会で奉仕的な作業を含めて非常に安い委託料だったが、高齢化により作業困難となってきたため森林組合からの見積もりによるためとの答弁でした。

委員より、ワークショップ委託料の内容はとの質疑に、シーズン前に従業員の対象のおもてなし向上のためワークショップを業者に依頼して行うとの答弁でした。

その他さしたる質疑はなく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第13号は原案のとおり

可決すべきものと決定しました。

次に、議第17号 平成30年度村上市下水道事業特別会計予算を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、公共下水道改築更新経費の内容はとの質疑に、管渠、処理場、ポンプ場の延命化を図るための、いわゆる長寿命化であるとの答弁でした。

委員より、先般提携した日本下水道事業団の災害支援協定に基づく支援内容はとの質疑に、職員が一般市民の災害対応となった場合でも、職員の指示がなくても調査、応急復旧、設計等まで、要は災害の査定を得るところまで支援を受けるとの答弁でした。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第17号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第18号 平成30年度村上市集落排水事業特別会計予算を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第18号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第19号 平成30年度村上市簡易水道事業特別会計予算を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、水道使用料が減額見込みの理由はとの質疑に、神林地区の2簡易水道事業が平成30年度から上水道事業に統合されることと、人口減少等で給水量が減っているためとの答弁でした。

その他さしたる質疑はなく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第19号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第20号 平成30年度村上市上水道事業会計予算を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、固定負債の今後の見込みはとの質疑に、毎年3億円程度返済していく。次年度、荒川浄水の建設事業で一旦拡張事業が終わるので、なるべく返済額を大きくして残高を減らしていきたいとの答弁でした。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第20号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

途中ですが、昼食休憩をとりたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） それでは、午後1時まで休憩といたします。

午前11時54分 休憩

午後0時59分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから議第10号から議第20号まで、討論の後、ボタン式投票により採決いたします。

最初に、議第10号について、通告のありました原案に反対の討論を許します。

14番、竹内喜代嗣君。

〔14番 竹内喜代嗣君登壇〕

○14番（竹内喜代嗣君） それでは、発言をさせていただきます。

第2次安倍政権誕生から5年、アベノミクスで大株主上位300人の資産は2.7倍にふえました。今、戦後最高の好景気とも言われています。その一方で、この5年間で金融資産を持たない世帯は400万世帯もふえて、総世帯5,340万世帯中、3割の1,748万世帯が金融資産を持たないという異常な経済状況です。格差が大幅に拡大しているということでもあります。アベノミクスでは何十兆円というけた違いの大きなお金が金融緩和される一方で、わずかな資金が足らずに倒産に追い込まれる中小零細企業もあります。こうした国内の状況は、来年65歳以上の人口が4割を超えるということであり、ますこの村上市に、深刻な影を落としていくと私は考えています。

そこでお願いしたいのは、1点目は、今後の市政運営においては市民生活優先をお願いしたいと思います。

2つ目は、具体的な問題であります。今年度予算においては、特に就学援助の問題であります。生活保護基準が引き下げられたら、予算書にのっている援助を引き下げる、これでは援助が受けられなくなる家庭が出るのではないかと心配があります。ぜひとも平成29年度の基準を継続して、平成29年度支給された基準を継続していただくことをお願いいたしまして、私の反対意見表明とさせていただきます。

○議長（三田敏秋君） 次に、通告のありました原案に賛成の討論を許します。

20番、小林重平君。

〔20番 小林重平君登壇〕

○20番（小林重平君） 平成30年の当初予算の賛成討論を行います。

施政方針でも述べられていましたが、国も村上市も人口減少問題が最重要課題であります。少子化により学校の統廃合が進み、子どもたちの元気な声が少なくなりました。また、高齢化が進み、今や人生100年と言われておるそうであります。全国で100歳を超える方が6万7,000人ほどいるそうであります。私は、人口減少問題というのは、対策というのは、村上が住みよいところだねと、よそから移住してくれることもありがたい話ではありますが、村上で生まれ、村上で育ち、そして働

き、生活をし、一家そろって暮らせるまちづくりが今一番求められているとっております。平成30年度の予算は、まさしく人口減少問題を最重要課題と考えた予算であると思っております。

歳出のほうに若干触れさせていただきます。学校教育においては、少子化による統廃合が進んでおりまして、平成30年度においては閉校記念の予算が計上されております。学校は、地域の歴史であり、文化であり、宝でもあります。卒業生はもとより、地域の皆さんにとり思い出多き学びやであると思います。後世に残る記念事業としていただきたいと思っております。そして、新年度から5、6年生に対し、世界の共通語と言われる英語が、本市では2年前倒しでスタートいたします。3、4年生においては、英語活動としてスタートするわけでございます。また、保育園、小学校において、既に実績のありますフッ化物洗口を歯科衛生士等に指導していただいて、健康面においても取り組む姿勢は、私は大変ありがたいと思っております。

保健医療関係でございますが、がん、子宮がん、そしていろいろ今まで同様、継続で予算が組まれておりますが、新たに新年度からは心電図、眼底検査、対象者は40歳以上だそうでございますが、無料にするということでもあります。それから、私の大変認識不足でありましたが、本市には30名の保健師さんが日々市民のため健康面、精神面において、また介護等において相談、指導していただくとともに、市民をしっかりと支えていただくことに感謝を申し上げたいと思います。

話はそれますが、地域の医療、福祉に貢献し、難病患者などの支援に尽力した方を表彰する、第46回医療功労賞が3月12日、東京の帝国ホテルで表彰式があったそうであります。その表彰者の一人に、群馬県川場村の保健師、小林貴美江さんが表彰されました。このことは全国の保健師、本市の保健師にとって大きな希望であり、生きがいになることと思っております。

建設都市整備においては、継続事業として市道間島線堺川橋のかけかえ、同じく今宿7号踏切改良工事、市道坂町荒屋間の南中央線、そして滝矢川の改修、新規では府屋勝木線の改良工事、その他維持管理に大変力を入れてもらっていることは、大変にありがたく思っております。本市においては、まだインフラ整備が必要とするところがありますので、今後もこれからもしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

農林水産関係では、担い手不足の支援、岩船米、村上牛、そして柳カレイ、村上市のブランド、全国への販路の拡大策、また村上振興局と地産地消推進協議会が連携し、村上食材マップを作成するなど積極的な取り組みが見られます。また、改良区への補助は、農業設備の改良の時期にありますので、大変農家の方には喜ばれております。ただ、一つ懸念がございます。それは、国会で種子法が改正され、自由化になります。このことは、将来種子までが外国に支配されることになりますので、市でもしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

介護では、夏休みに高校生向けの介護施設見学ゼミナールの実施、ボランティアに参加する活動の活性化を図るためにポイント制の導入、高校生、一般市民、ボランティアの方には、介護の現場を知ってもらうことは、私は大切なことだと思っております。

時間の関係もございますので、ほかの課は飛ばしますけれども、それでもほかの課でも継続、または新規事業に職員が一体となり、市民に少しでも幸せを感じてもらえるよう一生懸命に取り組んでいるところであります。大変にこれもありがたいことであろう、私はそう思っております。

若干歳入についても触れさせてもらいます。財政課長より説明がありました、税金、そして一番大きな歳入である地方交付税もマイナス査定となっております。しかし、税金においては平成30年度の当初予算が執行されることで景気が少しでも上向けば、税金の伸びも期待されるわけでございます。

地方交付税は、私はおおむね面積と人口だと理解をしていましたが、自分なりに調べたり、財政課長にお聞きしました。地方交付税の基準はたくさんございます。細かく算定されております。一部を申し上げますが、道路の延長、面積、学校数、クラスの数、子どもの人口、そして65歳、75歳以上の人口、または農家数、このようにきめ細かく算定されて交付されています。また、過疎債、これは村上市にとって大変ありがたい制度であります。しかし、30%は村上市の負担であります。あとの70%は返ってくるわけではあります、これは別に色がついているわけではありません。特別な枠で来るわけではない、普通交付税に算入されてくるわけであります。この辺はしっかりと理解をしていなければならないと私は思っております。

この歳入においては、市長、理事者側というのは、いわゆる税金、地方交付税、国庫支出金、地方税運営等をいろいろ考えて、村上市が今必要な事業、10年、20年後に必要な事業、またできない、また我慢してもらおう事業もあると思います。それらを考えながら予算を編成しているものと理解をしています。私も、よくおらが地区に、おらが地域に補助金を、交付金を、そしてできればもっと安くしてくれ、無料にしてほしいなんていうお話をよくしますが、以前から申し上げておりますが、私は補助、交付金は決して悪いというわけではないと思っております。しかし、議員として今何を考えなければならないのか、それは歳入であります。市民から、また知り合いからいろいろなことを相談を受けます。しかし、議員としてこのことはきちんと説明し、理解をいただかなければならない時代になっていると思います。

最後になりますが、平成30年度の当初予算はパーフェクトではないかもしれませんが、私はベストであると思ひ、賛成といたします。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第10号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第11号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第12号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第13号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第14号の討論を行います。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

14番、竹内喜代嗣君。

〔14番 竹内喜代嗣君登壇〕

○14番（竹内喜代嗣君） それでは、国保特別会計に対する反対の意見を述べさせていただきます。

皆さん、これ以上の負担増では生きていけない、こういう声が市民から、この切実な声が寄せられています。こうしたことから、まず第1番目をお願いしたいことは、引き続き引き下げの努力を行っていただきたいということであります。

2つ目は、税の滞納者を単純に新発田の県の徴収機構送りとせず、丁寧に相談にのる仕組みづくりをお願いしたいということであります。税の滞納や、その他健康問題、税滞納される方というのは、そういう複雑な状況に追い込まれて結果が起きているわけでありますから、その相談に対して丁寧にのるような仕組みをつくって、単純に徴収機構送りにするというようなことを再考していただきたいということであります。

それから、資格証の発行の問題であります。数が少なくなってきたと思いますけれども、滞

納した人というのは、対応が悪いと資格証の発行ということで、要するにもう保険証がなくなって、現金払いでなくては医療機関受診できないということになります。そうすると、どこかぐあい悪いところがあっても我慢をして、重度になってから初めて、あるいは救急車で担ぎ込まれるようなことになってしまいます。これでは、いわば生存権が侵されるようなことになるので、柔軟な対応をぜひともお願いをしたいということであります。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） 次に、通告のありました原案に賛成の討論を許します。

20番、小林重平君。

〔20番 小林重平君登壇〕

○20番（小林重平君） 平成30年度国民健康保険特別会計の賛成討論を行います。

国保の運営は、新年度から県に移管されますが、実務は今までどおり本市で行うわけでありますので、しっかりと職員の皆さん対応していただきたい、頑張っていていただきたいと思っております。

さて、国保に対しては、高くても払いたくても払えない、医療費が高くて病院にも行きたくても行けないという話もお聞きします。また、中には何年も国保を納めているが、病院にも医者にも市販薬にもお世話になっていないという方もいることは事実であります。どちらも私はある、本当の話であろうと思っております。しかし、国保は国民皆保険と言われるように、支え、支えられて運営されている制度であります。

そして、歳入を見ていただければよくわかります。県支出金45億3,166万6,000円、それを一般会計から、法定内ではありますが、4億6,679万1,000円、このことを理解しなければなりません。苦しい運営の中で、新年度においては国保税を1世帯当たり5,980円ですか、減少して、負担の軽減に取り組んでおります。今社会保障費、その中でも医療費が大変、国も地方自治体もふえていることは皆さんご承知のとおりであろうと思えます。

どうかこれからも市民の健康のために、そして市民の幸せのために、国保の運営をしっかりと運営していただきたくお願いし、賛成といたします。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第14号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第15号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第16号の討論を行います。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

14番、竹内喜代嗣君。

〔14番 竹内喜代嗣君登壇〕

○14番（竹内喜代嗣君） それでは、反対意見を表明させていただきます。

介護保険が発足したときに、私は神林村の村会議員を仰せつかっておりました。そのときの説明では、家族介護から公的介護にという、そういう大転換が行われたと。そのときの議論で、まさか「保険あって介護なし」なんていうことにはならないのだなというような議論をしたのをよく覚えています。それが今では随分さま変わりしました。例えば特養入所が要介護3からに変わりましたし、今訪問介護のサービスも変わりましたし、医療と介護の包括的ということで、介護のほうに医療からというような方向も見受けられます。

それでは、一体この村上市の現状はどうなっているのかといえ、老老介護という現状が、全く大変な状況があるかと考えます。こういった方からよくお聞きするのは、年金で入れる施設をという切実な要望であります。単純に推計すれば、来年がどうやら村上市の65歳以上の人口がピークを迎えるということでありますから、いわばことし、来年求められる施策が、そんな人何人もいないよと言えそうかもしれませんが、しかし200人も300人もそういう声を聞いていると、在宅で待っている方もいらっしゃるわけですから、切実な問題かと考えます。

ぜひとも今後の運営においては、この声に応えるような施策をお願いいたしまして、私の反対意見といたします。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第16号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第17号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第18号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第19号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第20号の討論を行います。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

14番、竹内喜代嗣君。

〔14番 竹内喜代嗣君登壇〕

○14番（竹内喜代嗣君） それでは、反対意見を表明させていただきます。

村上市の経済状況は、高齢化と低所得という問題が深刻であります。この上水道会計においては、企業会計であれば仕方がない値上げ、その他、仕方がないという意見もありますが、憲法25条でうたう、「国民はひとしく平等に文化的な最低限度の生活を受ける権利がある」という条項ございませぬけれども、今憲法を台なしにして、憲法の精神を忘れてしまうような状況ありますけれども、私はこういう村上市のような状況では、企業会計を優先させるという、そういう国の施策については、指導については柔軟な対応が必要だというふうに考えます。

平成30年度は、上水道は基本料金統一ということでございました。今後は、従量制料金の従量料金設定においては、委員会を立ち上げて検討するということだったと思いますが、ぜひとも今後の料金体系においては低所得者対策や、そして市民の皆さんの素朴な、安い料金に合わせて統合してほしいという市民の声に答えていただくことをお願いいたしまして、私の反対意見といたします。

以上です。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第20号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第20号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議第66号 村上市市民栄誉賞表彰条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第9、議第66号 村上市市民栄誉賞表彰条例制定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第66号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、村上市市民栄誉賞表彰条例制定についてであります。既にご承知のとおり、先月開催されました第23回オリンピック冬季競技大会、スノーボード男子ハーフパイプにおいて、本市出身の平野歩夢選手がオリンピック冬季競技大会、2大会連続で銀メダルを獲得されました。平野歩夢選手のご活躍は、我が日本の栄誉であり、郷土の誇りであります。大きなけがを乗り越え、市民に喜びと感動、そして次代を担う子どもたちに夢と希望を与えてくれた、その功績は多大なものがあります。

市では、これまでも村上市ほう賞条例の規定に基づき、市民一般の模範として推奨するにふさわしい功績や、行為のあった方を表彰させていただいてきたところでありますが、これを機にスポーツ、文化、芸術、学術等のさまざまな分野において、特に顕著な功績があり、本市の誇りとして広く市民に敬愛され、社会に明るい希望と活力を与えてくださった方をたたえるにふさわしい村上市市民栄誉賞を創設するため、条例を制定するものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

10番、本間清人君。

○10番（本間清人君） お疲れさまです。今回のピョンチャンオリンピックに関しまして、平野選手の大活躍に関しましての市民栄誉賞、これに値することに関しましては全然問題ないのですが、この条例文の中で、条例の施行が公布日からというふうになっているわけでありまして、例えば文化、スポーツ、いろいろな部門にこの賞を授与するのだという条例をこれからやっどつくるわけです。今までは市のほう賞しかなかった。それを今度は栄誉賞という新しい条例をつくるに当た

って、私もちょっとまだそういう勉強していないのですけれども、例えば過去にこういう部門の中で、その表彰に値するような方がもしいらっしゃった場合には、やっぱり過去にもさかのぼってこれを適用するような条例にしたほうが私はいいのではないかなと思うのですが、その辺市長のお考えいかがですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） そういう議論もあろうかというふうには思っております。ただ、村上市のほう賞条例に基づきまして、これまでも村上市に多大なご貢献をいただいた方については表彰させていただいていたという経緯があるわけでありまして、今回はオリンピックというのは各スポーツ競技の中でも最高峰に位置する部分だろうというふうに思っております。また、その中でメダリストになるということも、これも希有であります。したがって、あくまでも最も顕著な功績をという、そういうところで考えておりますので、この条例につきましては公布日から施行させていただくわけでありまして、これ以後の顕著な功績をたたえていきたいというふうに考えております。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） 確かにオリンピック、そのスポーツの中の最高峰であります、今回の表彰対象にはその第2条の中に、「個人若しくは団体で、スポーツ、文化、芸術、学術等の分野において、特に顕著な」、今市長おっしゃったように顕著な功績なのですが、例えばスポーツの世界でももう引退されて、今現役の選手ではない方に対してあえて国民栄誉賞であるとか、例えばスポーツ功労賞であるとかというのを贈られていますよね。そう考えると、せっかくこのような村上市市民栄誉賞表彰条例というのをつくるのであれば、やっぱりその分野の中で今までの顕著な方いっぱいいらっしゃったのかなと私は思うのです。ただ、そのスポーツの分野ではなくても、学術や芸術でも、この対象にするという条例なのであれば、今まで市のほう賞をずっと受けられた方、また合併する前には当然旧町村で、そういった賞を受けられた方もいらっしゃると思うのですが、そういったのをさかのぼって、またこれからも表彰できるような条例のほうが、私は何となくぴんと来るのかなんていうふうに、これは私だけの考え方かもしれませんが、その辺でもう一度お願いできればと思います。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 合併前の各市町村におきましても、ほう賞に関する規定は存在をしておったと思いますし、合併後の村上市におきましても、従前の各自治体のほう賞規定に基づいて、今ほう賞条例があるわけでありまして、これまでも例えば国内外を問わず、世界大会規模、また世界に冠たる功績があったという方々をそれぞれ表彰されてきたのだろうというふうに思っております。ですから、それをまた改めてということではなくて、その時点でその表彰がやはり最高位の表彰を当時はされているのだろうというふうに思っております。これは、あくまでも今の村上市におきまし

て市民栄誉という形の栄誉賞でたたえたいという新たな仕組みでありますので、この条例施行を極めて顕著な功績のある者、これに対してその表彰を行っていききたいという考え方に基づくものであります。

○10番（本間清人君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第66号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第66号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第67号 平成29年度村上市一般会計補正予算（第9号）

○議長（三田敏秋君） 日程第10、議第67号 平成29年度村上市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第67号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成29年度村上市一般会計補正予算（第9号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,610万円を追加し、予算の規模を345億6,780万円にしようとするものであります。

補正予算の主な内容といたしましては、平野歩夢選手のオリンピック2大会連続銀メダル獲得の祝賀事業の経費や、市民栄誉賞の決定に当たり、意見を聞くためのほう賞審査委員会委員報酬のほか、多くの方よりふるさと村上応援寄附金が寄せられたことに伴い、不足が見込まれる経費をそれぞれ計上をいたしました。

歳入におきましては、第10款地方交付税で、普通交付税1,610万円を追加をいたしました。

また、歳出におきましては、第2款総務費で市民ほう賞経費7万円を、第7款商工費で物産振興

経費830万円を、第10款教育費で保健体育一般経費690万3,000円をそれぞれ追加するとともに、第14款予備費で3万7,000円を減額をいたしました。

第2条、繰越明許費では、保健体育一般経費で平野歩夢選手のピョンチャン冬季オリンピック銀メダル獲得を記念する広報紙作成のため、翌年度に繰り越して使用することができる経費を計上をいたしましたところであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

3番、本間善和君。

○3番（本間善和君） それでは、1点お伺いしたいと思います。

支出のほうのほう賞金100万円となっていますけれども、これについてちょっと詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） これまでの例に基づきまして、村上市が平野歩夢選手にその栄誉をたたえるために対応してきた、その経費と合わせる形でほう賞をしたいということで、前回100万円のほう賞金を交付をしておりますので、それと同じ額を計上させていただきました。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○3番（本間善和君） 私、当然ほう賞金、いろんな経費もかかるものだし、当然村上市としてお祝いという格好でもこのほう賞金というのは非常に有効だなという格好で、大変結構なことだと思っております。ただし、彼の場合、これから4年後には金メダルを目指すということで、私は当然このランク上のメダルを彼はとるものだと、私自身ですけれども、思っているところなのです。それで、こういうほう賞金を出すとすると、やはり要綱、条例まではいかなくても、要綱等があるものでしょうかと思ひまして、その辺のところちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） これまでも、またこういう事案、事例というのはなかなかまれなケースでありますので、その都度決裁をとりながらやってきたという経緯があります。ただ今後、先ほども条例をご決定をいただきましたので、条例に基づいて、その条例をいかに運用していくかという形の中、それでまたその仕組みづくりもしていかなければならないというふうに思っております。このほう賞金につきましても、当然それとセットのものでありますので、そういう形で今後は公布に当たっての要綱づくりを進めていきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○3番（本間善和君） ぜひともそういう要綱をひとつ整備して、4年後の金メダルをとったときはもう一ランク上ということまで考えていただければと思っておりますが、ひとつよろしく申し上げます。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第67号をボタン式投票により採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第67号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議員発議第1号 村上市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第11、議員発議第1号 村上市市議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明をお願いいたします。

7番、尾形修平君。

〔7番 尾形修平君登壇〕

○7番（尾形修平君） ただいま上程されました議員発議第1号 村上市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、平成30年1月22日公布の村上市行政組織条例の一部を改正する条例により、村上市行政組織条例に所要の改正が行われ、商工観光課については平成30年4月1日から地域経済振興課と観光課に二分されることに伴い、常任委員会の所管についても所要の改正を行うものです。

改正の内容については、議案書別記及び新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

なお、このたびの議案提出に当たっての賛成者は、本間清人議員、木村貞雄議員、竹内喜代嗣議員、小林重平議員、渡辺昌議員、板垣一徳議員、川村敏晴議員であります。そして、提出者は私、尾形修平であります。

以上、会議規則第14条の規定により提出するものであります。

ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員発議第1号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第12 閉会中の継続調査について

○議長（三田敏秋君） 日程第12、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長から会議規則第111条の規定によって、お手元に配付の申し出書が議長宛てに提出されております。

お諮りいたします。各委員会にかかわる閉会中の継続調査については、各委員長申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査については、各常任委員長申し出のとおり決定をいたしました。

日程第13 議員派遣の件

○議長（三田敏秋君） 日程第13、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、お手元に配付の議員派遣の件のとおり議員を派遣したいと思います。なお、内容に変更が生じた場合は、議長にご一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は別紙のとおり決定をし、その内容の変更については議長に一任されました。

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じ、平成30年第1回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

また、この3月末をもって退職される職員の皆様には、長い間大変ご苦労さまでございました。
議会を代表しまして、厚く御礼を申し上げます。大変ありがとうございました。（拍手）

午後 1時51分 閉会